

月報私学

6
2009
VOL.138

日本私立学校振興・共済事業団広報



80年の歴史を伝える久留米大学本館
写真提供：学校法人 久留米大学(福岡県久留米市)

CONTENTS

●平成21年度 私学事業団の事業計画と予算	2
●就任のあいさつ 理事 入江 孝信	3
●私学事業団の情報提供サービスをご活用ください	5
●リレー連載 寄付金戦略を考える 第4回 教育への寄付金税制の概要と今後の課題	6
●私学事業団の刊行物	8
●特定健康診査のご案内を6月下旬に学校法人等へ送付します	9
●標準給与の定時決定／標準給与改定が必要なとき	10
●無効の加入者証回収と返納のお願い／ 柔道整復師(接骨院・整骨院)の施術に関する照会にご協力ください	11
●平成21年度 第1回私学共済事務担当者連絡会	12
●I N F O R M A T I O N	14
●宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

平成二十一年度 私学事業団の事業計画と予算

助成業務

補助事業
私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学、高等専門学校
の健全な発達に資するため、国から私立
大学等経常費補助金の交付を受け、これ
を財源として、大学等を設置している学
校法人に補助金を交付します。

平成二十一年度は、国から三、二一七
億八、二〇〇万円を受け入れ、同額を交
付する予定です。

貸付事業
学校法人等に対して固定金利で長
期の融資を行っています。

学校法人、準学校法人に対して、その
設置する私立学校の校地・校舎等の施設
設備の整備に要する資金、その他経営に
必要な資金について、固定金利で長期の
融資を行います。

二十一年度の貸付事業計画額は六〇〇

億円となっています。

貸付財源は、財政融資資金一六三億円、
自己調達資金四三七億円（うち、共済業
務にかかる長期勘定からの借入れ二五
五億円、私学振興債券の発行による調達
八〇億円）を予定しています。

受配者指定寄付金事業
受配者指定寄付金の受け入れと配
付を行っています。

私立学校の教育と研究の振興のために
企業等より寄付金を受け入れ、これを寄
付者が指定した学校法人に配付します。
この寄付金は所得税、法人税について税
法上の優遇措置（昭和四十年大蔵省告示
第一五四号）が受けられます。

二十一年度は、受入計画額一六〇億五、
二〇〇万円に対し、同額を配付する予定
です。

学術研究振興基金事業
学術研究振興基金への寄付金の受
け入れと学術研究振興資金の交付
を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金

を交付するため、学術研究振興基金に広
く一般から寄付金を受け入れ、その基金を
運用し、運用益を学術研究振興資金とし
て学術研究のための設備の取得費、維持
費、その他の研究費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税につい
て税法上の優遇措置（特定公益増進法人）
が受けられます。

二十一年度は、学術研究振興基金の受
入計画額六〇〇万円、学術研究振興資金
の交付計画額一億三、〇〇〇万円を予定
しています。

なお、前年度末における学術研究振興
基金の保有額は五三億六、五〇八万円です。

経営支援・情報提供事業
学校法人自身による経営上の問題
点の早期発見や自主的な対応策の
早期立案と実行のために学校法人
が行う経営改善の取り組みへの支
援を行っています。
また、私立学校の教育条件及び経
営に関する情報を収集・蓄積し、
私立学校等のニーズに応じて必要
な情報を迅速に提供しています。

（一）学校法人の経営状態について、経営
判断指標等により定期的にモニタリング
を行うとともに、経営相談、講師派遣、
面談、電話など様々な手段を活用して質
問への回答、事例の紹介、経営改善方策
の提案等を積極的に行います。また、学
校法人からの相談内容が専門的知見を要
する場合には、弁護士・公認会計士

等の外部有識者の助力を得て対応します。

（二）経営上の問題点の早期発見を促す
ため、自己診断チェックリストのモデル
（高等学校編）を作成し提供します。

（三）ネットワークを利用した「私学デー
タ作成システム」について、分析項目を
追加するなど内容を充実します。また、
私学団体等の研修会での説明や学校法人
を訪問しての説明を積極的に行い、当該
システムの利用促進を図ります。

（四）情報収集・調査結果を研究・分析
し、ホームページへの掲載や刊行物とし
ての提供を行うとともに、これらに関す
る研修会等を実施することにより、学校
法人等に対し積極的な情報の提供を図り
ます。

① 私学経営に関する重要なテーマであ
る財務、人事管理、教学、生徒募集対
策等の分野にわたり高等学校を対象と
してアンケートを実施し、最近の私学
経営の動向を把握します。

② ①のアンケート結果を研究・分析し、
「学校法人の経営改善方策に関するア
ンケート報告」として刊行することと
もに、地方ブロック毎に「経営改善セミ
ナー」を実施します。

③ 学校法人の経営改善に資するため、
「今日の私学財政」、「私立大学・短期
大学等入学志願動向」、「私学経営情報」
を刊行します。



就任のあいさつ

理事 入江 孝信
いりえ たかのぶ

本年四月十四日付けで、日本私立学校振興・共済事業団理事を鳥居泰彦理事長から拜命致しました。私の担当は、小池啓三郎前理事の後を受け、財務・共済総括となりました。前理事同様ご指導、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

今日、国際的にも、また、この日本の社会の中でも予測がつかない環境において、これまで私立学校が果たしてきた役割の大きさを考えますと、私立学校の経営、運営、福利厚生などの事業を安定的に推進、継続していくことは大変重要であると考えています。明るい話題の後には暗い話題、楽しい話題の後には悲しい話題と、今日の社会状況は、日々変化しています。良いとき、悪いとき、この変化の激しい状況の中、私学助成の予算の充実、共済制度改革など私立学校の発展が損なわれないようにすることが肝要であります。

私は、文部科学省、国立大学、特殊法人などの職場において、主として財務関係の仕事をしてまいりましたが、これまでの経験を生かし、私立学校の振興、私学共済加入者の支援など、心

新たに、与えられた職務に励み、安定的な経営の推進等に専心努力して参る所存でございます。

鴨長明の方丈記の冒頭に「ゆく川の流れば絶えずして、しかももとの水にあらず」という言葉がございます。変化という言葉は、もはや流行から遅れた感もいたしますが、日本人の「無常」の観というのは、昔から我々の無意識の中にしっかりと根付いております。同じように見えても、社会や人生は常に変化しています。しかし、その時々でその流れの中にある状況を自分の中にしっかりと取り込み、自分の道を見つけていくしかありません。この万物流転の中で、私立学校の持続的な安定と発展などに寄与していくため、自身、気を引き締め、この変化の激しい時代の中で、財務・共済総括の職務を果たすことが大事だと考えています。今後とも、運営審議会、共済運営委員会、更には私学団体など私学関係者のご指導、ご助言をいただきながら、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

共済業務

私学共済制度の構成員と標準給与

二十一年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表1のとおり、総計一七万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。また、標準給与の平均月額額は、表2のとおり推計しました。

表1 構成員推計 (単位：人)

区 分	平成20年度	平成21年度	上昇率
(短期加入者)	(498,596)	(504,745)	(1.23%)
(長期加入者)	(475,361)	(481,936)	(1.38%)
合計加入者	501,884	507,943	1.21%
被扶養者	342,164	340,655	△0.44%
年金受給者	296,877	319,099	7.49%
総 計	1,140,925	1,167,697	2.35%

表2 標準給与の平均月額推計 (単位：円)

区 分	平成20年度	平成21年度	上昇率
短期加入者	376,651	376,778	0.03%
長期加入者	365,764	366,982	0.33%

共済業務の予算

事業の収支状況を明確にするため、各事業に依りて短期勘定・長期勘定・福祉勘定及び共済業務勘定を設けて経理しています。

短期給付事業

病気やケガによる医療費等に対する給付を行っています。

短期掛金率のうち給付分掛金率は、前年度と同率の百分の六・五二に据え置き、介護分掛金率は、介護納付金の増額を勘案して百分の〇・八四三(前年度掛金率百分の〇・八三三)としました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ二億円(一・〇三%)の増加となる見込みです。また、今年度中に予定されている出産費(家族出産費)の引上げに対する国庫補助金として七、〇〇〇万円を見込んでいます。

保健給付等の給付費については、前年度に比べ一六億円(一・三五%)の増加を見込んでいます。また、他制度への拠出金として、前期高齢者納付金二〇六億円、後期高齢者支援金三五七億円、病床転換支援金三、〇〇〇万円を見込みました。一方、老人保健拠出金は前年度に比べ三六億円、退職者給付拠出金は五七億円の減少を見込んでいます。そのほか、介護納付金一四七億円等を見込み次頁、図1のとりの収支を予定しています。

その結果、掛金及び利息等の収入(二、一〇三億円)と給付費及び拠出金等の支出(一、九九七億円)との収支差一〇六億円から支払準備金の戻入と繰入との差額五億円を引いた一〇一億円が当期総利益となる見込みです。

なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の十二分の一に相当する金額を積み立てています。

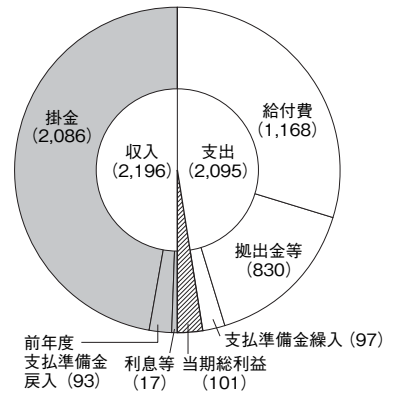
長期掛金率は、十六年度に行った財政再計算の結果を踏まえて、給付分掛金率を百分の一・二・三〇（掛金率のうち百分の〇・八相当は、都道府県からの補助として見込んでいます。ただし、長期賞与掛金は除きます。前年度掛金率百分の一・八七六）と変更しました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ一四九億円（四・七二％）の増加となる見込みです。

国庫補助金は、基礎年金拠出金の二分の一相当額など総額九二五億円が措置されています。

給付費については、二十一年度の年金額は二十年度と同額となりましたが、年金者数の増加により前年度に比べ一〇五億円（四・〇二％）の増加となる見込みです。そのほかに、基礎年金拠出金一、八五一億円、年金保険者拠出金九六億円

長期給付事業
退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

図1 短期勘定(単位: 億円)



等を見込み、図2のとおり収支を予定しています。

掛金、交付金、補助金・受入金及び利息等の収入（四、八二〇億円）と、給付費及び基礎年金拠出金等の支出（四、六七八億円）との収支差（一四二億円）については、長期給付積立金へ全額積み立てます。

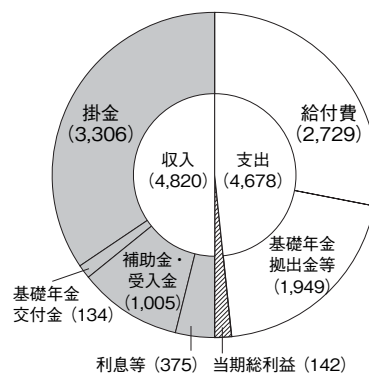
なお、二十一年度末の保有資産は、三兆四、八三三億円となる見込みです。

共済業務勘定
本勘定は短期・長期給付事業の事務を行う費用を賄い、事務費分掛金率百分の〇・二六による掛金収入と国庫補助金三、五億円を主たる財源としています。

保健事業
人間ドックやスポーツ施設の利用補助を行っています。

今年度も二十年度と同様に掛金率百分の〇・二四を福祉事業推進のための財源としています。また、特定健康診査等事

図2 長期勘定(単位: 億円)



業に対し国庫補助金三・七億円が措置されます。

人間ドック利用補助等保健事業にかかる費用として二億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として一五億円、また、保健事業と医療・宿泊事業の収支バランスに配慮した、繰入配分割合等の変更と医療事業への臨時繰入を実施することとし、計九二億円の繰入金を見込み、図3のとおり収支を予定しています。

医療事業
安心してかかることのできる直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金（臨時繰入を含む）を見込み、図3のとおり収支を予定しています。

宿泊事業
旅行・出張、会議・宴会、婚礼等のお手伝いを行っています。

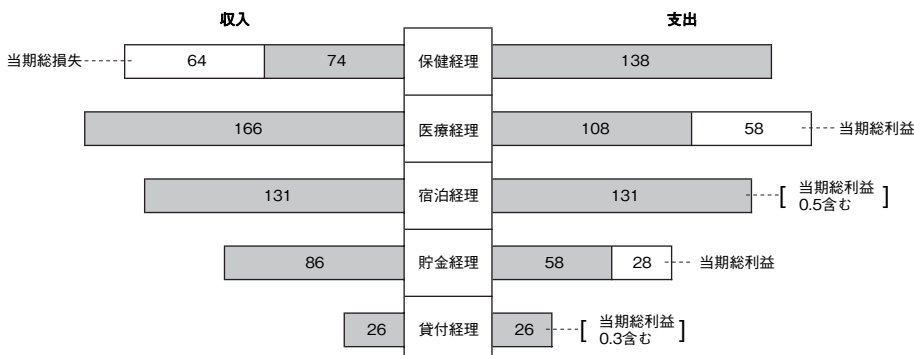
宿泊施設の事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金を見込み、図3のとおり収支を予定しています。

貯金事業
財産形成の支援を行っています。

貯金事業の収支は、図3のとおりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものです。

二十一年度末の加入者貯金残高は、

図3 福祉勘定の経理別予算収支(単位: 億円)



貸付事業
結婚・教育・住宅等の資金の貸付を行っています。

二十一年度の貸付額は、加入者貸付一四四億円を見込み、図3のとおり収支を予定しています。

八、〇一七億円となる見込みです。

私学事業団の情報提供サービスを

「活用ください」

私学事業団では、私立学校の財務状況、教育条件等を把握するため、大学・短期

大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人を対象として「学校法人基礎調査」、特別支援学校・幼稚園・専修学校・各種学校法人・その他法人・個人立の学校を対象として、都道府県主管課のご協力のもとに「学校法人等基礎調査」を実施しています。

この調査により収集した情報を基に、インターネットによる次のⅠ～Ⅲの提供サービスを行っています。学校法人の経営課題の把握、計画的な財政運営の一助として、ぜひご利用ください。

なお、Ⅱ「今日の私学財政」の提供及びⅢ各種分析資料（私学データ作成システム）の提供については、セキュリティの確保のため、別途本事業団から発行する認証情報が必要となります。

Ⅰ 学校法人概要情報の提供

学校法人及び設置する私立学校の概要情報について、次の内容を提供しています。

○法人名・学校名・学部名・学科名・理事長、学長等名・郵便番号・所在地・電話番号・認可年月日・男女校別ほか

Ⅱ 「今日の私学財政」の提供

全国の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校、専修学校及び各種学校を設置する学校法人等の財政状況について集計・分析した「今日の私学財政」について、次の内容を提供しています。

○貸借対照表、消費収支計算書及び資金収支計算書の五か年連続表
○財務比率の五か年連続表他

Ⅲ 各種分析資料の提供

収集した情報を豊富な角度で分析した各種資料を、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校を対象に、下表のとおり提供しています。

なお、「私学活性化分析資料」は、法人の教学面や財務面の情報を、グラフや表により総合的かつ簡潔に把握することができま。また、法人の任意の条件設定による「シミュレーション」なども提供しています。

◎提供方法

Ⅰ学校法人概要情報の提供については、本事業団ホームページ (<http://www.shigaku.go.jp/s/home.htm>) 内の「学校法人情報検索システム」より、閲覧してください。検索方法の詳細については、ホームページの「利用の手引き」をご覧ください。

また、Ⅱ「今日の私学財政」の提供及びⅢ各種分析資料の提供については、本事業団ホームページ内の「e-マネージャ」↓「データ作成システムについて」↓「データ作成システムトップ画面へ」と選択し、ご利用ください。ただし、アクセスには認証が必要です。

なお、各種分析資料のほか、特別な分

析データについては、直接本事業団に申請手続きのうえ、作成・提供させていただきます。方法がありますので、あわせてご利用ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

Ⅰについて ☎〇三（三三三〇）七八四〇・七八四一

Ⅱについて ☎〇三（三三三〇）七八四四・七八四五

Ⅲについて ☎〇三（三三三〇）七八四八・七八四九

表 各種分析資料（私学データ作成システム）出力項目一覧

データの 種類	データ区分	出力帳票名	年度範囲			帳票内容の単位		
			単年度	5か年	10～12か年	法人	学校	学部 学科
定型帳票	人数関係	学生・生徒・児童・幼児数		○			○	○
		学生生徒等募集一覧表			○		○	○
	財務関係	教員・職員数		○			○	○
		資金収支計算書		○		○	○	○
		人件費支出		○		○	○	○
		年齢別平均給与一覧表	○				○	○
		消費収支計算書		○		○	○	
		貸借対照表		○		○		
		財務比率表		○		○	○	
		財務比率一覧表			○	○	○	
	納付金	入学年次納付金一覧表	○					○
		納付金一覧表		○				○
データ分析	教育研究条件	教育研究条件分析表	○	○		○	○	○
		教育研究条件分布図	○	○		○	○	○
		教育研究条件推移グラフ		○		○	○	○
		教育研究条件一覧表		○		○	○	○
		入学年次納付金分布図	○					○
		財務比率分析表	○	○		○	○	○
	財務	財務比率分布図	○	○		○	○	○
		財務比率推移グラフ		○		○	○	○
		財務比率比較表		○		○	○	
		人件費支出一覧表		○			○	
活性化分析	概況表等	貸借・消費収支構成グラフ		○		○		
		平均給与・平均年齢	○				○	
	シミュレーション	財務シミュレーション	—	—	—	○	○	
		法人概況表	○	○		○		
	人数関係	経営判定指標		○		○		
		学生等数の推移			○		○	○
財務関係	消費収支の概況	教職員数の推移			○		○	
		消費収支の概況			○	○	○	
	貸借対照表の概況	貸借対照表の概況			○	○		
給与関係	専任教職員給与比較	専任教職員給与比較	○				○	

（注1） すべての帳票において、出力できる情報は出力条件（系統、地域等）ごとの集計値及び、自校のデータのみです。

他校の個別データ出力はできません。

（注2） 帳票内容の単位欄の○印は、現在、提供しています。

○印は、大学・短期大学（高等専門学校を含む）法人のみの提供となっています。

リレー連載

寄付金戦略を考える

第四回 教育への寄付金税制の概要と今後の課題

元学校法人活性化・再生研究会委員 公認会計士 植草 茂樹

1 金融危機と大学の財政

少子化による十八歳人口減少や国の財政改革により、大学の主な収入源である学生納付金・補助金が伸び悩む一方、近年資産運用や寄付募集の取り組みが盛んに行われてきた。しかし、金融危機の影響により資産運用で多額の損失を計上する大学も出ており、また、寄付募集においても急激な募集環境の悪化は避けられそうにない。資産運用については、文部科学省も各大学へ注意喚起の文書を出すなどしており、今後積極的な運用についてはブレーキがかかるであろう。

一方で、金融危機の影響は学生募集動向においても大きな影響を及ぼす可能性がある。いくつかの大学は優秀な学生を確保するため金融危機対策として奨学制度の拡充を図っているが、このまま経済環境の悪化が続けば学生の受験動向・進学率の動向の変化（国立や地元志向の増加）、経済困難な学生の増大による中退率増加等の影響が出てくる可能性は高い。

今までも大学の財政計画上、寄付金や基金の拡充は各大学の経営目標のひとつとなっているが、今後は金融危機下で学生納付金や資産運用が不安定な要素となる中、寄付募集の重要性は選択肢としてより高まってくるに違いない。

2 金融危機と寄付募集

しかし当然ながら金融危機下では、通常の寄付募集のやり方では集まるはずがなく、募集のあり方そのものを再考しなければならぬと考える。

今まで私学は周年事業を主体に卒業生や企業から寄付を集めていたほかは、新入生・保護者の寄付等が多かった。しかし、この経済状況下で業績の悪化している企業では、人員削減までしている現状で、なぜあえて〇〇大学の周年事業に寄付しなければならぬのか、という問いに対して株主・社会へ説明ができないであろう。卒業生や新入生の保護者でも、給与カットや雇用が不安定になる中、あえて大学への寄付をする個人の絶対数が少なくなってくるであろう。

大学の寄付募集の環境は今後数年間非常に厳しくなることは間違いない、今までの寄付募集の方法だけでは寄付は集まりにくい。しかし、ただ環境が厳しいからといって手をこまねいているだけではいけない。この金融危機をチャンスと考えて、中長期で寄付募集の戦略を構築する必要がある。

この金融危機を、大学とステークホルダーとの関係を構築するチャンスでもあると前向きに考えてはどうだろう。企業

も卒業生も金融危機下で困難な状況に陥っているとすれば、その中で大学の教育・研究・社会貢献という機能には期待が寄せられる。ここで大学がその期待に応えられれば、今まで関係が薄かった企業や卒業生と重要なネットワークが構築できる可能性がある。そのネットワークを継続し、いざ経済状況が回復後に、継続した寄付を依頼できる関係を目指すのである。

3 寄付募集と寄付金税制

寄付募集においては、寄付金税制が重要なファクターとなる。諸外国と比較しても日本は税制優遇が寄付をするインセンティブとして重要な要素であるといわれている。この点を踏まえて、寄付募集に当たっては寄付金税制を寄付者に適切に説明することが必要であろう。

以下に寄付金税制のポイントと主な諸外国との比較における日本の税制の特徴を挙げる。

①法人税

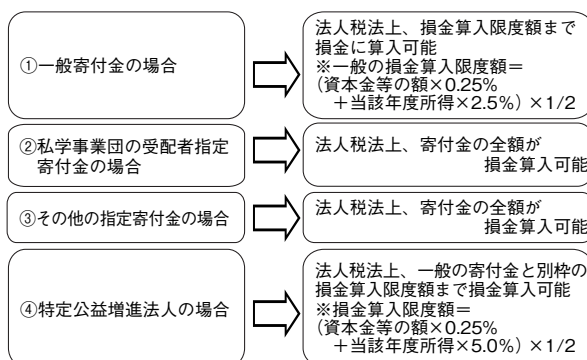
法人税は、国立大学法人・学校法人ともに寄付金全額が損金算入できる。ただし、学校法人の場合は全額損金算入できるのは私学事業団の受配者指定寄付金制度を使った場合のみで、企業にとって手続きの簡略化が必要という声もある。

②所得税

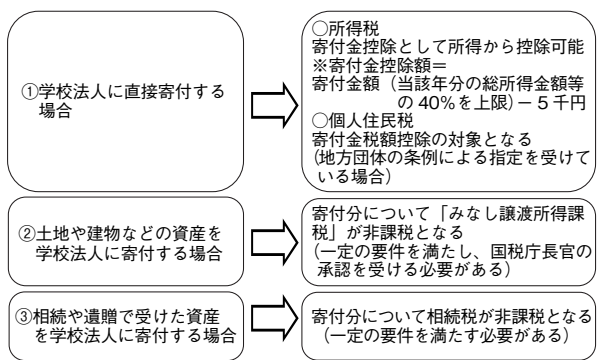
所得税は、寄付金控除として所得から控除可能であるが、控除可能額は「寄付金額（当該年分の総所得金額等の

学校法人に対する寄付にかかる税制優遇制度（月報私学21年1月号より）

法人が寄付する場合



個人が寄付する場合



※それぞれの制度を利用したり、特例を受けるためには一定の要件を満たす必要や各種の申請書を提出する必要がある場合があります。詳細な手続きについては国税庁のタックスアンサーなどをご参照ください。

四〇％が上限）「五千円」という制限がある。諸外国と比較した場合、日本では

控除限度額を超過した寄付金について繰戻や繰越は一切認められない点が異なる。例えばアメリカ・フランスなどは五年間の繰越が可能と言われている。所得控除額の算定において、定額を控除されるといった取り扱いがなされる点も諸外国では見られない。

③相続税

相続税は、一定の要件を満たす場合に相続税が非課税となる点でアメリカ等と同様である。

4 寄付税制上の課題

前述の税制のうち、所得税について今後の課題を挙げる。

まず五千円の控除の取り扱いが募集上のネックになる点がよく指摘されるが、この制度は事務の簡便化のための措置といわれている。確かに五千円未満の寄付をすべて処理するのであれば事務負担と考えることもできるが、五千円以上の寄付をした場合、あえて五千円を控除する理由はないともいえる。よって寄付金控除の範囲を五千円未満の場合は切り捨てし、五千円以上の寄付は全額控除できる制度も考えられるのではないだろうか。

また所得控除限度額を超過した寄付金の繰越が認められていないが、大口寄付に対して税制優遇措置を制度として設けておくのも検討の必要がある。

そして、税額控除の必要性も指摘されるところである。確かにフランスなどは税額控除とする制度もあり、寄付の拡充には検討の余地はあるが、税額控除導入を行えば税収に及ぼす影響が大きくなることが予想され、慎重な意見も多い。

5 寄付文化の醸成

日本には寄付をするという文化がないため、大学に寄付が集まらない、よって今後寄付文化の醸成が必要だということが強く主張されることがある。

確かに日本の寄付の総額はGDPで〇・一％台にすぎず、GDPの一・五％超をしめるアメリカと比較すると、その規模は非常に小さいといえる。また寄付の出し手は、アメリカでは個人が法人の十倍以上であるのに対し、日本では法人が個人の約五倍となっており、寄付の出し手の構成が全く異なっている。

大学への寄付を諸外国と比較してみると、寄付文化が醸成されている欧州でも、フランス・ドイツは財政的には国・州が基本的に負担していることから、各大学において寄付に対する切実な要請はなく、額も少ない。イギリスにおいても国立大学中心であり、オックスフォード・ケンブリッジを除けば、実際あまり寄付金を集めているわけではない。よって必ずしも寄付の文化と大学への寄付の連動性はあるとはいえないであろう。

アメリカは州立、私立ともに、大学における寄付に対する認識は高く、多くの大学で寄付金を集めている。これはアメリカの大学では、私立大学が創設され始めた十七世紀から現在に至るまで、寄付が重要な収入源であったという歴史的背景を見ることが重要である。とりわけ、一九八〇年代以降、連邦政府・州政府からの補助金が削減されると、州立大学・私立大学双方においてその重要度が高まったといわれている。

寄付の文化だけでなく、これらの歴史的違い・大学の財政への考え方を踏まえて、大学における寄付募集のあり方を考えなければならぬと思われる。

6 今後の大学の寄付戦略

今までは日本における寄付は企業中心であり、今後は寄付文化の醸成を所得税制の変更等で誘導していくことで個人からの寄付を増やすことも必要であろう。しかし当面は大幅にその傾向が変わるわけではなく、企業の寄付を期待していくしかないのが現実であるが、企業は株主への説明責任を果たすため、寄付について厳しい見方を強めている。金融危機の影響でなおさらその傾向は強まっている。

大学が将来的に取り組まなければならない課題として、社会・企業の環境の変化への対応がある。例えば企業が大学に寄付を行った場合、企業は株主に対して寄付の目的や使途、当該企業に対するメリットを説明する責任がある。現に企業は、大学の寄付講座やNPO等の目的の明確な法人への寄付について、CSRレポート等で積極的にその内容を説明している。企業が説明責任を果たすうえで、メリットが明確となるような寄付募集のあり方を各大学は考える必要がある。企業が経営目標として「環境」を仮に挙げているなら、大学から環境をテーマにした募集戦略を行う等の工夫をすれば、企業にとって大学への寄付の位置づけが明確になる。

今後大学は、寄付者に対して二つの説明責任を果たす必要がある。第一に、寄付候補者への趣旨説明である。寄付候補者に、大学のビジョン・経営方針や収受した寄付金の利用計画・寄付者へのメリット（税制優遇も含む）を含めた説明により、寄付の必要性を明確にする目的がある。第二に、寄付者への結果説明である。寄付金が資金として、どう活用され、どのような結果となったかを報告すると共に感謝の意を伝えることが必要である。

大学側の寄付者に対する誠実な対応が、次回の寄付募集において、寄付の継続や新規の寄付候補者の増加などへ繋げることができらるだろう。寄付者の目を意識し、募集から結果（成果）のフィードバックまで、寄付そのものの「戦略」を考える時期にきている。それとともに、寄付を受け入れる大学がUSR (University Social Responsibility: 大学の社会的責任) を果たさなければならないということを確認し、寄付に対する説明責任のあり方を改めて考え、そのための手法を構築していく必要があるだろう。そのためには単に基金を集める基金室ではなく、USRを専門的に扱い、ステークホルダーとのコミュニケーションを行う部署の設置が必要ではないだろうか。

◇植草 茂樹（うえくさ しげき）

新日本有限責任監査法人シニアマネージャ。公認会計士。平成十七年から十九年まで学校法人活性化・再生研究会委員を務めた。

今月の鍵（編集部より）

「寄付に対する説明責任」

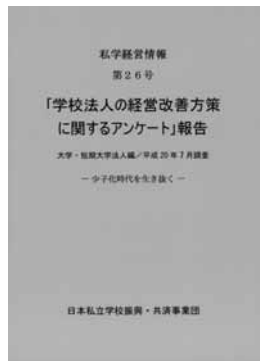
寄付金の利用計画・寄付者のメリットを説明していくことが寄付の継続に繋がるようです。



私学事業団の刊行物



○私学経営情報第26号



「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告

(大学・短期大学法人編／平成20年7月調査)

少子化時代における私学のカバナンス、人事管理、学生募集、教育改革、産学連携、キャリア教育、資産運用等の先進的事例の情報を収集し、本書にまとめました。

▼内容

- A 管理運営（経営組織と人事管理）
- B 学生募集
- C 教育改革
- D 進路・就職支援
- E その他

■平成21年3月刊 ■A4判215頁 定価2,500円（税込み）※送料別途

○私学経営情報第27号



平成20年度版 大学経営の事例集

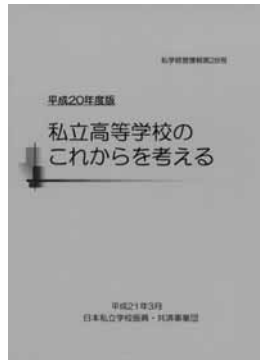
学内の危機感を共有し、自校の改革を推進するため、他校でどのような改革・改善をしているか教えて欲しいという教職員の皆様のご要望にお応えし、昨年に引き続き刊行しました。本書では、項目別に34の事例を掲載しています。

▼内容

1. 建学の精神に基づく教育方針の明確化と実践
2. 教育内容の充実
3. キャリア（就職）支援と学生募集活動の強化
4. 地域貢献と地元密着
5. 組織活性化と人事制度改革

■平成21年3月刊 ■A4判120頁 定価1,600円（税込み）※送料別途

○私学経営情報第28号



平成20年度版 私立高等学校のこれからを考える

私立高等学校の入学志願動向や財務データなどの基本的なデータに加え、20校の事例をまとめました。私立高等学校の現状理解、今後の改革にお役立てください。

▼内容

1. 学校改革
2. 教育内容の充実
3. 人事制度改革・事務組織活性化
4. その他

■平成21年3月刊 ■A4判128頁 定価1,600円（税込み）※送料別途

☆上記刊行物のほかにも、「今日の私学財政」のバックナンバーなどがご購入いただけます。刊行物によっては売り切れの場合もありますので、詳しい在庫状況については、下記の学校経理研究会までお問い合わせください。

刊行物のご購入を希望される方は下記までお問い合わせください。

NPO法人 学校経理研究会 ☎ 03-3239-7903 FAX 03-3239-7904

Eメール gaku@keiriken.net <http://www.keiriken.net/>

※刊行物の内容については下記までお問い合わせください。

私学経営情報センター私学情報室

☎ 03-3230-7848・7849（私学経営情報第26号）

☎ 03-3230-7850・7851（私学経営情報第27号・28号）

FAX 03-3230-8727

特定健康診査のご案内を 六月下旬に学校法人等へ送付します

平成二十年度から始まった特定健康診査及び特定保健指導は二年目を迎えました。今年度は下記のスケジュールにより実施します（特定健康診査の概要については本誌四月号参照）。

六月下旬に、本事業団から、案内書・対象者リスト等を学校法人等あてに送付します。案内書には、特定健康診査の実施要領等が記載されていますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします。

●加入者の特定健康診査

学校法人等が学校保健法（労働安全衛生法）に基づいて実施する定期健康診断の結果を活用します。特定健康診査の検査項目の受診もれや加入者記号番号等の記入もれがないよう確認のうえ、本事業団に健診結果データを提供してください。

提出期間は七月から九月末（十月以降に定期健康診断の結果が出る学校法人等については二十二年一月三十一日まで）ですが、特定保健指導を円滑に行うための準備などから、健診終了後は提出期間にかかわらず、速やかに提出してください。

●被扶養者の特定健康診査

本事業団が発行する「特定健康診査受診券」（有効期限 二十二年一月三十一日）を使用し、指定健診機関で特定健康診査を受けていただくことになります。

前述の案内書と一緒に「案内書（被扶養者向け）」「特定健康診査受診券」等を学校法人等あてに送付しますので、加入者を経由して、対象となる被扶養者に配付してください。

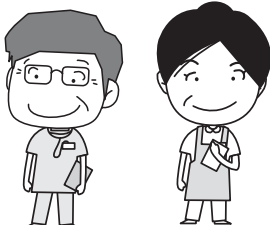
健診結果データの不備にご注意ください

二十年度は、提供された健診結果データに不備が多く再提出をお願いしたため、登録作業に相当な時間を要しました。健診結果データの提供に際しては、

できる限り私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp/>）に掲載している「特定健康診査受診結果入力エクセルシート（提出用）」又は「特定健康診査受診結果票（標準例）」を利用してください。

※「特定健康診査受診結果入力エクセルシート（提出用）」で提出する際に、検査項目等の入力もれをチェックする機能をホームページ内に導入する予定です。ぜひ、活用してください。

平成21年度スケジュール

	特定健康診査	特定保健指導
6月	○案内書・受診券（有効期限 1月31日）、対象者リストの発送（6月下旬） 【学校法人等】 受診券配付、定期健康診断結果データの提供 【被扶養者】 受診券による健診・結果データの提供 21年度健診結果データ受け付けの都度、入力・階層化・登録	○21年度健診結果データ分 情報提供・冊子・利用券等の発送 
7月	○学校法人等・被扶養者あて健診結果の通知	特定保健指導開始
8月		
9月	○学校からの健診結果データ提出期間終了	
10月		
11月	（順次）	（順次）
12月		
1月	○学校からの健診結果データ提出期限（特定健康診査の終了）	
2月		
3月		21年度分特定保健指導の利用受付終了

標準給与の定時決定

基礎届書の提出期限は
平成二十一年七月十日(金)です

標準給与の月額とは、毎月納付する掛金額や年金などの給付金の計算のもととなっています。このため実際に受けている給与月額との差が生じないよう、毎年一回、「定時決定」により見直しを行っています。

標準給与の定時決定とは

毎年七月一日現在で学校法人等を使用されている加入者について、学校法人等が支給した四月・五月・六月の給与を「標準給与と基礎届書(以下「基礎届書」といいます)」で報告していただき、その三か月間の給与の平均額に基づき、その年の九月から翌年の八月までの標準給与の等級及び月額を決定します。この定時決定は、掛金及び給付金等の算定基礎となる重要なものです。

基礎届書の対象者

①対象となる加入者

- ・資格取得年月日が二十一年五月三十一日以前で、七月一日現在加入者である人

- ・加入者資格を有する休業者や育児休業等を取得中の入及び七十歳以上の人も対象になります。

②対象とならない加入者

- ・二十一年六月一日以後に資格を取得した人
- ・二十一年七月に標準給与の月額が改定になる人

通知文と基礎届書の送付

六月中旬に「基礎届書」の提出についての通知文と「基礎届書」を学校法人等あてに送付します。通知文は必ずお読みください。

※磁気媒体及び電算用紙による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付しません。

※私学共済事業ホームページ(磁気媒体作成機能)を使用して「基礎届書」を磁気媒体で作成することができ、すので利用してください。

基礎届書の提出期限

二十一年七月十日(金)

基礎届書の提出先

〒一一三ー八四四ー一

東京都文京区湯島一ー七ー五

私学事業団 共済事業本部

確認通知書の送付

「基礎届書」に基づく定時決定の確認通知書は、九月中旬に学校法人等へ送付します。

標準給与改定が必要なとき

標準給与の改定(随時改定)

〔平成二十年版「事務の手引」一〇二頁〕

標準給与は、資格取得又は定時決定によって決定されますが、固定的給与が変動し、大幅な標準給与の増減があったときは「標準給与改定届書」の提出が必要です。また、特例として、一等級の増減であっても、届け出が必要な場合があります。

① 通常の場合

標準給与の改定を必要とする大幅な増減とは、現に確認されている標準給与の月額に比べて、標準給与の月額表で二等級以上の増減に該当したときをいいます。

② 一等級の増減であっても給与改定の届け出が必要な場合

〔「事務の手引」一〇三頁〕

通常二等級以上の増減が生じたときに標準給与改定の届け出が必要ですが、標準給与が第四十二級の加入者の場合、第四十三級が上限であるため、大幅な給与の増加があったとしても二等級以上の差が生じたことになりません。同様に、第二級の加入者に大幅な給与の減少があったときにも、第一級が標準給与

の下限であるため給与改定に該当しないことになり、実際の給与の動きが標準給与に反映されないこととなります。

そこで、このような場合は、標準給与の上限と下限に、さらに仮定の等級として第四十四級の「一二四万五、〇〇〇円以上」、第0級の「九万五、〇〇〇円未満」を設定し、第四十二級又は第二級の加入者にこの仮定の等級への増減があったときは、大幅な増減として一等級の増減であっても標準給与改定の届け出が必要です。

▼届け出の方法

「標準給与改定届書」に、増減した月から順に継続した三か月の給与とその平均額を記入し、改定月(変動した月から四か月目)の十日以内に提出してください。四か月目から標準給与の月額及び掛金が改定されます。

■定年退職後、引き続き再雇用された場合の標準給与の改定

〔「事務の手引」一〇四頁〕

退職共済年金の受給権者(受給要件を備えている未請求者を含みます)である加入者が、同一学校法人等において定年により雇用契約上いったん退職

し、一日の空白もなく引き続き再雇用され、再雇用時に給与が減額されたときは、申し出により標準給与を即時に改定することができます。ただし、同一学校法人等において、初めて退職した場合に限りです。

また、二等級の減額でも対象とします。

▼改定の要件

次の①～③のいずれにも該当することが要件となります。

- ①六十歳以上の退職共済年金受給権者
- ②同一学校法人等において定年により雇用契約上いったん退職し、一日の空白もなく引き続き再雇用された加入者
- ③当該再雇用時において、給与が減額となった加入者

▼標準給与の改定月

再雇用された日の属する月の給与が減額となったときに、当該月を算定基礎月として、その月から標準給与を改定します。

▼届け出の方法

「標準給与改定届書（即時改定用）」に、定年であることを明らかにできる書類（就業規則等の写し）を添付のうえ提出してください。

※学校法人等から定年退職により退職手当金を支給される場合は、貸付金の即時償還をしていただきます。

育児休業等終了後の標準給与の改定

〔事務の手引〕一〇六頁〕

三歳未満の子を養育する加入者が育児休業等を終了し、その翌日に元の職場に継続して勤務するとき、現に確認されている標準給与の月額に比べ一等級以上の給与の変動があれば、加入者の申し出により給与の改定ができます。

▼改定の要件

- ①育児休業等を終了した日において、当該育児休業などにより養育している子が三歳に達していないこと
- ②職場復帰の日を含む三か月の給与の平均が、現に確認されている標準給与の月額に比べ一等級以上の増減があること
- ③加入者が給与改定を行うことを希望していること

なお、①～③の要件を満たさない場合であっても、固定的給与の変動により、現に確認されている標準給与の月額に比べて二等級以上の変動が生じたときは、標準給与改定（随時改定）の適用となり、学校法人等からの届け出が必要です。

▼標準給与の改定月

育児休業終了日の翌日が属する月から継続した三か月の給与の平均額を給与月額として、その翌月（職場復帰し

た月から四か月目）から標準給与を改定します。

ただし、職場復帰が月途中で給与支払いの対象となった日数が十七日未満であるときは、その翌月から継続した二か月の給与の平均額を給与月額とします。改定後の標準給与の月額は、その年の八月まで（当該翌月が七月から十二月の場合は翌年の八月まで）の適用となります。

※育児休業等終了後の標準給与の改定により標準給与の月額が下がる場合は、標準給与の従前保障の申請が済んでいるか確認してください。

〔事務の手引〕一一七頁〕

▼届け出の方法

「標準給与改定申請書（育児休業等終了者用）」により、学校法人等を経由して申し出てください。申し出は、加入者が職場復帰して三か月を経過した後、速やかに本事業団に提出してください。

無効の加入者証回収と返納のお願い

教職員が退職したときや、被扶養者が取り消しになった場合、加入者証に記載されている有効期限内でも加入者証は無効となりますので、必ず回収し、返納理由書を添えて私学事業団に返納してください。

柔道整復師（接骨院・整骨院）の
施術に関する照会に
ご協力ください

私学事業団では、医療費の適正化を図ることを目的に「柔道整復師からの療養費の委任払い」の請求について、柔道整復師の施術を受けた人に施術内容等を照会し、審査を実施することになりました。

対象者は、接骨院等から提出された「柔道整復施術療養費支給申請書」に基づき抽出します。

照会文書は、学校法人等に送付しますので「施術内容回答書」返信用封筒」を加入者に配付してください。

この照会により知り得た個人情報 は、「柔道整復施術療養費支給申請書」の内容審査に限定して使用し、他の目的には一切使用いたしません。回答書の提出にご協力をお願いします。

なお、「柔道整復師からの療養費等の委任払い」の仕組みについては、加入者向広報「レター」三月号に掲載していますので、あわせてご覧ください。



6月2日(火)～6月25日(木) 全国 71 会場で開催

(の東京・横浜地区は13ページの別表参照)

地 区	会場及び所在地	開催日
東 京	東京ガーデンパレス 2階「高千穂」 文京区湯島1-7-5	6/2(火)
		6/8(月)
		6/9(火)
横 浜	神奈川県私学会館 講堂 横浜市神奈川区高島台7-5	6/3(水)
		6/4(木)
相模原	神奈川県高相合同庁舎 大会議室 相模原市相模大野6-3-1	6/8(月)
新 潟	新潟会館 3階「はたん」 新潟市幸西3-3-1	6/17(水)
長 岡	アトリウム長岡 1階「オリオンフェニックス」 長岡市弓町1-5-1	6/18(木)
富 山	富山県民会館 701号室 富山市新総曲輪4-18	6/25(木)
金 沢	石川県庁 11階1102会議室 金沢市鞍月1丁目1番地	6/24(水)
福 井	福井県国際交流会館 第3会議室 福井市宝永3丁目1-1	6/23(火)
甲 府	恩賜林記念館 大会議室 甲府市丸の内1-5-4	6/19(金)
長 野	長野県職員センター 長野市中御所岡田131-6	6/17(水)
松 本	長野県松本勤労者福祉センター 第6会議室 松本市中央4-7-26	6/18(木)
岐 阜	岐阜県水産会館 大会議室 岐阜市藪田南1-11-12	6/10(水)
静 岡	静岡県私学会館 5階大会議室 静岡市葵区大手町9-26	6/18(木)
浜 松	アクトシティ浜松 研修交流センター 62研修交流室 浜松市中区板尾町111-1	6/17(水)
沼 津	沼津市立図書館 第4講座室 沼津市三枚橋9-1	6/19(金)
名古屋	名古屋ガーデンパレス 3階「明倫」 名古屋市中区錦3-11-13	6/9(火)
津	三重私学青少年会館 津市上浜町1-293-4	6/11(木)
大 津	滋賀会館 文化実習教室 大津市京町3-4-22	6/17(水)
京 都	京都ガーデンパレス 2階「葵」 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605	6/18(木)
大 阪	大阪ガーデンパレス 2階「桐楓松」 大阪市淀川区西宮原1-3-35	6/10(水)
神 戸	兵庫県私学会館 4階ホール 神戸市中央区北長狭通4-3-13	6/25(木)
奈 良	春日野荘(公立学校共済組合 奈良宿泊所) 奈良市法蓮町757-2	6/16(火)
和歌山	和歌山県書道資料館 和歌山市西汀丁61	6/11(木)

地 区	会場及び所在地	開催日
倉 吉	倉吉交流プラザ 2階第1研修室 倉吉市駄経寺町187-1	6/9(火)
松 江	松江テルサ 4階中会議室 松江市朝日町478-18	6/10(水)
益 田	マสดセントラルホテル 益田市あけぼの東町2-1	6/11(木)
岡 山	ビュアリティまきび(公立学校共済組合 岡山宿泊所) 岡山市北区下石井2-6-41	6/11(木)
広 島	広島ガーデンパレス 2階「錦」 広島市東区光町1-15	6/23(火)
福 山	福山地域事務所 第3庁舎 8階第381会議室 福山市三吉町1-1-1	6/24(水)
山 口	翠山荘(地方職員共済組合 湯田保養所) 山口市湯田温泉3-1-1	6/9(火)
周 南	ホテルサンルート徳山 周南市築港町8-33	6/10(水)
徳 島	徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」研修室1 徳島市山城町東浜傍示1 アスティとくしま内	6/10(水)
高 松	香川県社会福祉総合センター 7階第2中会議室 高松市番町1-10-35	6/11(木)
松 山	愛媛県水産会館 6階大会議室 松山市二番町4-6-2	6/23(火)
高 知	高知城ホール 2階会議室 高知市丸ノ内2-1-10	6/25(木)
福 岡	福岡ガーデンパレス 1階「ガーデンホール」 福岡市中央区天神4-8-15	6/9(火)
久留米	久留米学園高等学校 久留米市東町272-4	6/10(水)
北九州	美萩野女子高等学校 北九州市小倉北区片野新町1-3-1	6/11(木)
佐 賀	グランデはがくれ 佐賀市天神2-1-36	6/25(木)
長 崎	長崎県勤労福祉会館 長崎市桜町9-6	6/23(火)
佐世保	佐世保市労働福祉センター 佐世保市稲荷町2-28	6/24(水)
熊 本	くまもと県民交流館パレア 10階パレアホール 熊本市手取本町8-9	6/18(木)
大 分	大分文化会館 第1小ホール 大分市荷揚町4番1号	6/25(木)
宮 崎	ウェルシティ宮崎(宮崎厚生年金会館) 霧島 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地8	6/23(火)
鹿児島	ホテルウェルビュー鹿児島 2階「潮騒」 鹿児島市与次郎2-4-25	6/17(水)
那 覇	共済会館八沙荘 那覇市松尾1-6-1	6/10(水)
宮 古	みつば幼稚園 宮古島市平良字下里156-1	6/11(木)

平成21年度 第1回

私学共済事務担当者連絡会

●開催内容

- I 平成21年度の事業計画の概要
- II 一元化の動向及び共済過去記録の基礎年金番号への統合について
- III 基礎年金国庫負担割合2分の1への引き上げについて
- IV 短期掛金率のうち平成21年度分の「特定保険料率に相当する掛金率」について
- V 平成21年度の年金額
- VI 社会保障協定について
- VII 各業務からのお知らせ
- 1 都道府県補助金
- 2 資格関係
- 1) 賞与等支給報告書及び標準給与基礎届の磁気媒体等による報告
- 2) 国民年金第3号被保険者に係る住所変更届について
- 3) 資格喪失者等の加入者証返納
- 4) 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者となった人の住所届
- 3 短期関係
- ・柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術にかかる療養費について
- 4 保健関係
- 1) 特定健康診査・特定保健指導
- 2) 積立貯金の払込期限
- 3) 積立共済年金の前期募集
- 4) 共済定期保険の前期募集
- 5) 保健事業の見直し
- 5 貸付関係
- 1) 即時償還の払込取扱票が複数枚に変更
- 2) 定期償還の償還期限
- 3) 「団体信用生命保険 申込書兼告知書(だんしん告知書)」の変更
- 4) 「貸付(決定)通知書(償還明細表)」等の変更
- 6 施設関係
- ・私学メンバーズカードのご案内

●開催時間

午後1時30分～4時
(注)東京・横浜地区では2回以上に分けて学種別に開催しますので、対象学種を確認のうえ出席してください(別表参照)。

●その他

連絡会当日は、出席カード(会場で配付するテキストについています)を記入していただきますので、必ず学校記号番号を確認のうえ出席してください。

<別表> 連絡会を2回以上開催する地区

地区	開催日	対象学種
東京	6/2(火)	大学、短期大学、高専、専修学校
	6/8(月)	高等学校、中学校、小学校
	6/9(火)	幼稚園、特別支援学校、各種学校
横浜	6/3(水)	幼稚園を除く全学種
	6/4(木)	幼稚園

●会場・開催日一覧

地区	会場及び所在地	開催日
札幌	札幌ガーデンパレス 2階「孔雀・白鳥(2)」 札幌市中央区北1条西6	6/11(木)
函館	函館経済センター 第2会議室 函館市若松町7-15	6/9(火)
旭川	道北経済センター 6階研修室 旭川市常盤通1丁目	6/17(水)
北見	北見経済センター 2の1 北見市北3条東1丁目	6/18(木)
帯広	帯広経済センター 中会議室 帯広市西3条南9丁目1	6/17(水)
釧路	釧路市生涯学習センター 学習室703 釧路市幣舞町4番28号	6/18(木)
青森	ラ・プラス青い森 2階「カメラア」 青森市中央1-11-18	6/24(水)
八戸	八戸地域産業振興センター「ユートリー」5階視聴覚室 八戸市一番町1-9-22	6/25(木)
盛岡	マリオス 183・184会議室 盛岡市盛岡駅西通2-9-1	6/24(水)
一関	岩手日報一関ビル 2階フロア 一関市大手町3-40	6/25(木)
仙台	仙台ガーデンパレス 2階「鳳凰」 仙台市宮城野区榴岡4-1-5	6/23(火)
秋田	ふきみ会館 3階「鳳凰の間」 秋田市山王5-9-6	6/9(火)
山形	私学会館 山形市松波4-6-11	6/11(木)
酒田	天真学園高等学校 酒田市浜田1-3-47	6/10(水)
福島	福島テルサ 研修室「しのぶ」 福島市上町4-25	6/23(火)
郡山	郡山ユラックス熱海 郡山市熱海町熱海2丁目148番地の2	6/24(水)
いわき	いわき産業創造館 セミナー室A いわき市平字田町120番地	6/25(木)
水戸	茨城県市町村会館 201会議室 水戸市笠原町978-26	6/5(金)
宇都宮	栃木県自治会館 403会議室 宇都宮市昭和1-2-16	6/5(金)
前橋	群馬県勤労福祉センター 前橋市野中町361-2	6/19(金)
さいたま	埼玉会館 さいたま市浦和区高砂3-1-4	6/4(木)
川越	東上パールビルディング 8階第1・2会議室 川越市脇田本町15-13	6/3(水)
千葉	ホテルポートプラザちば(公立学校共済組合) 千葉市中央区千葉港8-5	6/4(木)
柏	柏商工会議所 401・402会議室 柏市東上町7-18	6/5(金)



〒113-8441
文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321 (代表)
ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお
手元にご用意くださるよう、お願いします。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

積立共済年金と共済定期保険の 前期加入申し込み締め切り

前期加入申し込み締め切りは6月30日(火)必着となります。

【積立共済年金】

新規加入のほかに、既加入者の他コースへの加入や口数変更(増口・減口)の申し込みも受け付けます。

【共済定期保険】

「家族年金コース」の新規加入のみを受け付けます(「医療保障コース」の同時加入可)。なお、他のコースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間(11月)での取り扱いとなります。

生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー(加入者とその配偶者を対象)の申し込み締め切りは6月25日(木)必着です。希望者は早めにお申し込みください。

賞与等支給報告書の提出上の注意

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等へ送付します(磁気媒体校及び電算用紙は除く)ので、賞与等を支給した日から(同一月内に賞与等の支給が複数あった場合は合算し、最後に支給した日から)5日以内に提出してください。

なお、加入者全員に賞与等の支給がない場合は提出の必要はありません。また、賞与等支給報告書に記載されている加入者で、支給がない場合は、その人の加入者番号から賞与等区分までを二重線で抹消してください。0円又は空欄で報告されると未確認連絡書が送付されることになります。

賞与等支給報告書の記入については、平成18年度改訂版「様式用紙等の記入例集」18ページを参照してください。特に支給年月や賞与等区分の記入もれに注意してください。磁気媒体及び電算用紙で報告される場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してから提出してください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

チェコとの社会保障協定が今月発効しました

日本とチェコ両国間の社会保障制度への二重加入防止と年金加入期間の通算等を目的とした社会保障協定が、21年6月1日に発効しました。

※社会保障協定の内容については、社会保険庁の社会保障協定ホームページを参照してください。

(<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>)

なお、手続きについては直接私学事業団に問い合わせてください。

加入者向広報「レター」7月号と21年版「事務の手引」を7月初旬に学校法人等あてに送付します。「レター」の送付部数は、5月末現在の加入者数(長寿医療制度の被保険者となった人を含む)となります。

6月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金 4月分納期限 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申込開始
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 5月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 申込・任意償還申出締切
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
29日(月)	掛金 5月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 6月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(火)	掛金 5月分納期限 貸付 翌月22日送金申込締切 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申込締切

7月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 6月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着) 標準給与基礎届書提出期限
15日(水)	貸付 申込・任意償還申出締切

INFORMATION

夏季軽装を実施しています

私学事業団では、政府が推進する「地球温暖化防止及び省エネルギー」の施策への対応として、6月1日～9月30日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装（ノーネクタイ、ノー上着）での執務を実施しています。本事業団にお越しの節は、取り組みへのご理解をお願いします。



助成業務

〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

学術研究振興基金寄付者芳名

この度、学術研究振興基金に対し、
(株)日本工業倶楽部 様
からご寄付をいただきました。
当基金へのご協力に心から御礼を申し上げます。

当基金は、私立大学等の学術研究に助成を行うことを目的として設立されたもので、本事業団が広く一般から受け入れた寄付金を基金として運用し、その運用益を「学術研究振興資金」として、優れた学術研究に対し交付しています。

昭和50年度に当基金が創設されて以来、皆様から格別のご理解とご支援を賜り、お陰様で、平成21年5月末現在の基金保有額は53億7,008万円、資金交付額累計額は67億6,018万円となりました。

本事業団では、当基金をさらに充実させ、私立学校の発展に貢献してまいりたいと考えております。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

助成部 寄付金課
☎03(3230)7315～7319
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご利用ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

また、提出の際にも事務手続きの簡略化のため「電子窓口」をご利用ください（一部、紙媒体での提出の場合があります）。

助成部 補助金課
☎03(3230)7300～7311
Eメール hojokin@shigaku.go.jp

学校法人基礎調査提出のお願い

学校法人基礎調査については、インターネットを利用した「基礎調査票e-マネージャ」による作成・提出をお願いしております。

6月30日(火) 提出締め切り

〔文部科学大臣所轄法人(大学・短期大学・高等専門学校法人用)〕

○教員数(大学院担当等)・職員内訳等教職員数一元化調査、財務関係等

〔知事所轄法人(高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人用)〕

○学校法人の概要、人数、財務関係等全帳票

☆添付書類

文部科学大臣・知事所轄法人ともに、決算関係書類（平成20年度計算書類及び附属明細表）をe-マネージャとは別途に郵送で私学情報室までご提出ください。

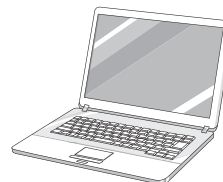
なお、21年度より「基礎調査票e-マネージャ」のアクセス時間を土曜日正午まで延長しておりますので、ご利用ください。

※詳しくは、平成21年度学校法人基礎調査の入力要領をご覧ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03(3230)7840～7843

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp



宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

あじさい香る箱根路へようこそ



箱根登山鉄道



対岳荘外観

対岳荘のおすすめ 宿泊プラン

あじさい 味彩プラン

吟味された旬の素材をいかした
会席料理をご堪能いただける
プランです。

1泊2食 1名様
12,120円
 (7月20日から8月30日までは
 12,960円)

まんゆう 漫湯プラン

リーズナブルに会席料理をお楽
しみいただけるプランです。

1泊2食 1名様
10,440円
 (7月20日から8月30日までは
 11,280円)

箱根対岳荘

〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460(82)2094
 (箱根登山鉄道箱根湯本駅又はJR小田原駅から伊豆箱根バス・箱根登山バス
 で大平台下車、徒歩3分。箱根登山鉄道で大平台駅下車、徒歩5分)

融資事業のご案内

平成21年度融資のご相談、実施中です!

■融資金利表(平成21年6月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	年% 2.0	年% 1.5	年% 1.3
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建築のための 土地買収事業等 (特別施設費)	2.1	1.6	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.0
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.5	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧費、公害対策費等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、
 長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等返済です。

施設整備をご計画なら、
 「安心で安定感ある」事業団資金のご利用を
 検討されてはいかがでしょうか。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862 ~ 7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

80年の歴史を伝える久留米大学本館

石橋正二郎氏像前で、久留米大学創設に尽力した氏の功績について語る教授と話に聞き入る新入生。